函館方面松前警察署告示第３号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和６年２月19日

北海道函館方面松前警察署長　谷　雅博

１　入札に付す事項

⑴　調達する物品の名称（１リットルあたりの単価）及び調達予定数量

ア　自動車用ガソリン（ＪＩＳ２号）　　18,600　リットル

イ　軽油（ＪＩＳ１号、２号及び３号）　　800　リットル

⑵　調達をする物品の仕様等　　⑴に同じ

⑶　契約期間　　令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

⑷　納入場所　　給油票を提示する場所

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　令和５年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてないこと。

⑷　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第１項の規定による石油販売業の届出をしていること。

⑸　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第３条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

⑹　北海道内に事業所を有すること。

⑺　次に掲げる庁舎において、定める範囲内で給油（危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第５項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

ア　名称　　松前警察署

イ　所在地　松前郡松前町字福山164番地

ウ　範囲　　半径３km以内

⑻　松前郡松前町字江良及び松前郡福島町内において、給油（代行を含む。ただし、セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

⑼　⑺にあっては、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に給油（代行を含む。ただし、セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷から⑽に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　令和６年２月19日（月）から令和６年３月１日（金）まで（休日等を除く。）の毎日午前８時45分から午後５時30分まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号　049－1512　松前郡松前町字福山164番地
松前警察署会計係

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

松前警察署会計係

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　松前郡松前町字福山164番地　松前警察署３階会議室

⑵　入札日時　　令和６年３月８日（金）午前11時30分（送付による場合は、同日午前11時00分必着）

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵便等による入札の可否

認める。

９　落札者の決定方法

⑴　有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

⑵　再度の入札に付し、落札者がいない場合は、次の方法により随意契約を行う。

ア　すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいる場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

イ　すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいない場合

入札参加者のうち、それぞれの入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が低い順に２位までの者による見積合わせとする。（上記合計額１位の者が２者以上の場合は１位の者のみを、また、上記合計額１位の者が１者で２位の者が２者以上の場合は２位までの者すべてを選定する。）

この場合、すべての見積価格（単価）が、規則第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の範囲内の価格で、かつ、それぞれの見積価格（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる見積をした者（有効な見積に限る）を契約の相手方とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

⑴　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

⑵　契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成の要否

要

12　その他

⑴　無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織
ア　名　　称　松前警察署会計係
イ　所 在 地　郵便番号　049－1512　松前郡松前町字福山164番地
ウ　電話番号　0139－42－3110　内線　231
⑷　前金払
前金払はしない。
⑸　概算払
概算払はしない。
⑹　部分払
部分払はしない。
⑺　郵便等による入札における再度入札
郵便等による入札をした者は開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
⑻　入札の執行
初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。
⑼　入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
⑽　入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
⑾　債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
⑿　給油票
給油票に係る経費は、契約の相手方の負担とする。（年間予定数量50冊）
⒀　その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。